

その他

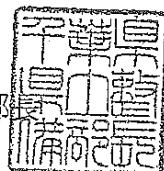


技 第 127 号

平成18年10月3日

財団法人 千葉県建設技術センター理事長 様

千葉県県土整備部



「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく市町村支援
について

平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)が施行され、また、同年8月26日には、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(以下「基本方針」という。)が閣議決定されました。

この「品確法」及び「基本方針」は、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定め、公共工事の品質確保の促進を図ることを目的としています。

品確法第5条においては、地方公共団体の責務として品質確保の促進に関する施策を策定し及び実施することを、同法第15条においては、国及び都道府県は、発注者を支援するため、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう務めなければならないと規定されています。

このたび、本県においては、公共工事の品質確保を図るため、「品確法」及び「基本方針」に基づき「千葉県建設工事における品質確保促進ガイドライン」を策定したところであり、品確法に伴う市町村の行う建設事業に関わる発注関係事務の支援を適切に実施することができる者として、貴センターを位置付けたところであります。

よって、貴職におかれでは、これらに基づく市町村支援に関し適正に対応されるようお願いします。